

## 令和7年度甲種防火管理再講習のご案内

平成15年6月の法令改正により、収容人員300人以上の劇場、ホテル、百貨店等の不特定多数の人が出入りする、特定防火対象物の甲種防火管理者のうち、甲種防火管理者資格取得講習により資格を取得された方は、5年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講することが義務づけられました。（別紙1参照）

三原市消防本部では、令和7年度の甲種防火管理再講習を次のとおり実施します。受講対象者の方は、お早めに再講習を受講するようにしてください。

なお、申込多数の場合は、管内事業所（三原市及び世羅町）の方を優先させていただきます。管外事業所の防火管理者におかれましては、お手数をおかけしますが、申し込みの前に当本部担当予防課までお電話にてご相談ください。

### 1 講習日時

令和8年2月4日（水）14：00～16：30（受付13：30～）

### 2 講習会場

三原市宮浦一丁目22番2号

三原市消防本部 3階 講堂

会場へのアクセスは別紙2「会場案内図」を参考にして下さい。

### 3 受講料

1,540円 講習当日の受付時に納付していただきます。釣銭のないようにご協力をお願いします。

※欠席の場合でも、受講料は後日徴収しますのでご了承ください。

防火管理維持台帳を購入希望の方も講習当日に納付していただきます。

三原市防火安全協会の協会員1,100円 一般1,300円

### 4 受講定員

40名

### 5 受付期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金）

※申込多数の場合は、期間内に受付を終了する場合がございます。

## 6 申込について

### (1) 申込方法

受講申込書をご記入のうえ、消防本部への持ち込み、FAXまたは電子メールにてお申込みください。

申込書には最後に講習を受講した際の修了証（甲種防火管理者講習または再講習の修了証）のA4版コピーを必ず添付してください。

### (2) 申込先

三原市消防本部予防課（庁舎2階）：三原市宮浦一丁目22番2号

電話：（0848）64-5927 FAX：（0848）64-5911

電子メール：[shoboyobo@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:shoboyobo@city.mihara.hiroshima.jp)

※FAX、メールにてお申し込みの方は、お手数ですが申込書の送信後、確認のため消防本部予防課までお電話にてご連絡ください。

## 7 受講上の注意事項

- 講習日当日は、受講票及び筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を持参してください。
- 原則として遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合も講習修了とは認められません。
- 都合により講習を欠席される方は、消防本部予防課へご連絡ください。
- 講習会場にごみ箱はありません。ごみ等は各自お持ち帰りください。

防火管理者再講習の受講期限は、前回の新規講習または再講習を受講後、

最初の4月1日から5年以内となります。

- 令和3年3月31日以前に講習を受講された方は

令和8年3月31日までに必ず再講習を受講してください。

- 年度末に受講が集中することが予想されます。計画的な受講をお勧めします。

## お問合せ先

三原市消防本部 予防課

〒723-0051 三原市宮浦一丁目22番2号

TEL 0848-64-5927 FAX 0848-64-5911

担当 多々良・佐藤・小郷

## 防火管理が義務づけられている防火対象物

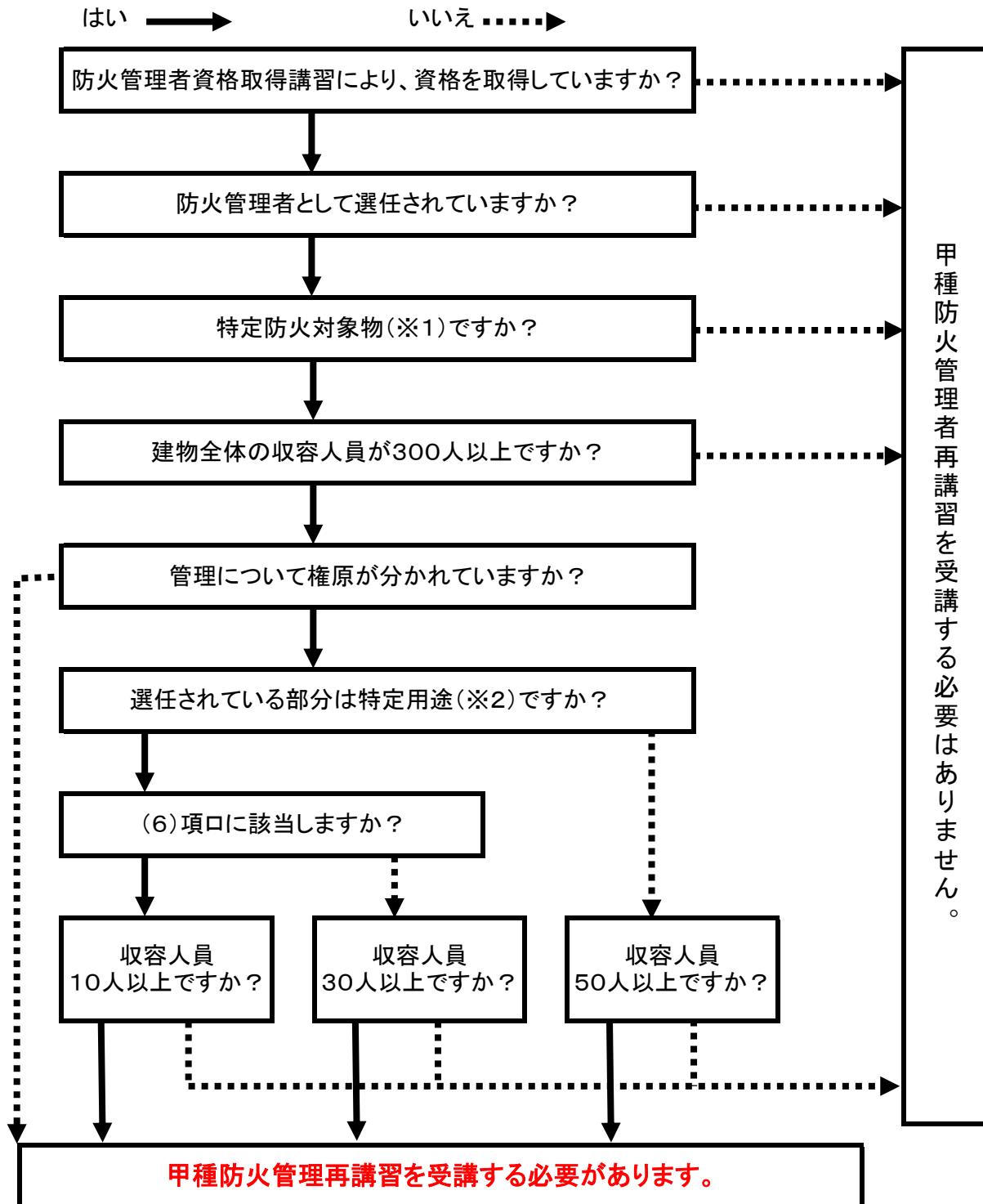
別紙 1

政令別表第1に掲げる防火対象物の項目区分と防火対象物の用途			収容人員
(1)項	イ	劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場	30人以上
	ロ	公会堂又は集会場	
(2)項	イ	キャバレー, カフェ, ナイトクラブその他これらに類するもの	30人以上
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
(3)項	ニ	カラオケボックス等を営む店舗	50人以上
	イ	待合, 料理店その他これらに類するもの	
(4)項	ロ	飲食店	50人以上
		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)項	イ	旅館, ホテル又は宿泊所	30人以上
	ロ	寄宿舎, 下宿又は共同住宅	
(6)項	イ	病院, 診療所又は助産所	10人以上
	ロ	老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム等	
	ハ	老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム, 老人福祉センター, 老人介護支援センター等	30人以上
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(7)項		小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 高等専門学校, 大学, 専修学校, 各種学校その他これらに類するもの	50人以上
(8)項		図書館, 博物館, 美術館その他これらに類するもの	
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場, 熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	50人以上
(11)項		神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの	
(12)項	イ	工場又は作業場	30人以上
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)項	イ	自動車車庫又は駐車場	10人以上
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)項		倉庫	50人以上
(15)項		事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)	
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち, その一部に(1)項から(4)項, (5)項イ, (6)項イ・ハ・ニ, (9)項イの用途部分を含むもの	50人以上
		複合用途防火対象物のうち, その一部に(6)項ロの用途部分を含むもの	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	30人以上
(16の2)項		地下街((6)項ロの用途部分を含まないものに限る)	10人以上
		地下街((6)項ロの用途部分を含むものに限る)	
(17)項		重要文化財, 重要有形民俗文化財等	50人以上

その他の防火対象物	面積等	収容人員
新築の工事中の建築物 (電気工事等の工事中)	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積10,000m <sup>2</sup> 以上	50人以上
	延べ面積50,000m <sup>2</sup> 以上	
	地下床面積の合計5,000m <sup>2</sup> 以上	
建造中の旅客船 (進水後で艤装中)	甲板数11以上	

【裏面あり】

## 甲種防火管理再講習が必要な防火管理者



※1 特定防火対象物

特定用途に供される部分があり、不特定多数の者が利用する防火対象物

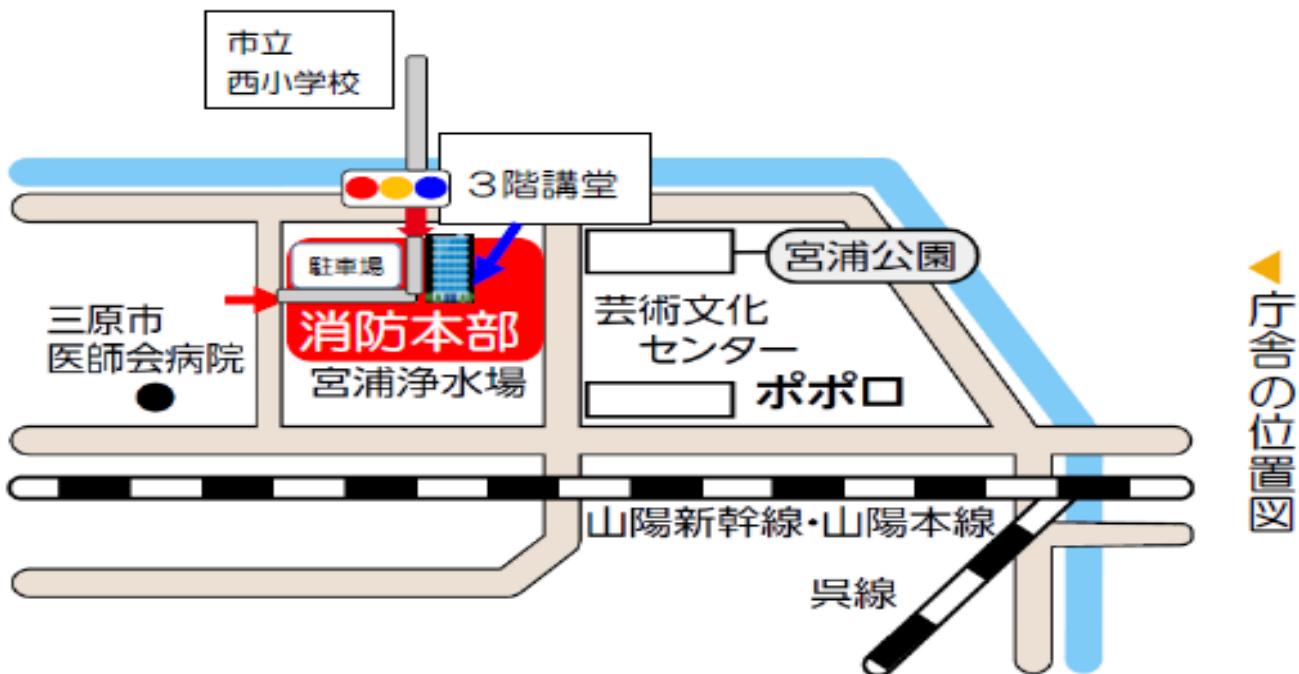
※2 特定用途

消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途  
(劇場・公民館・遊技場・飲食店・物品販売店・ホテル・病院・老人福祉施設・幼稚園など)

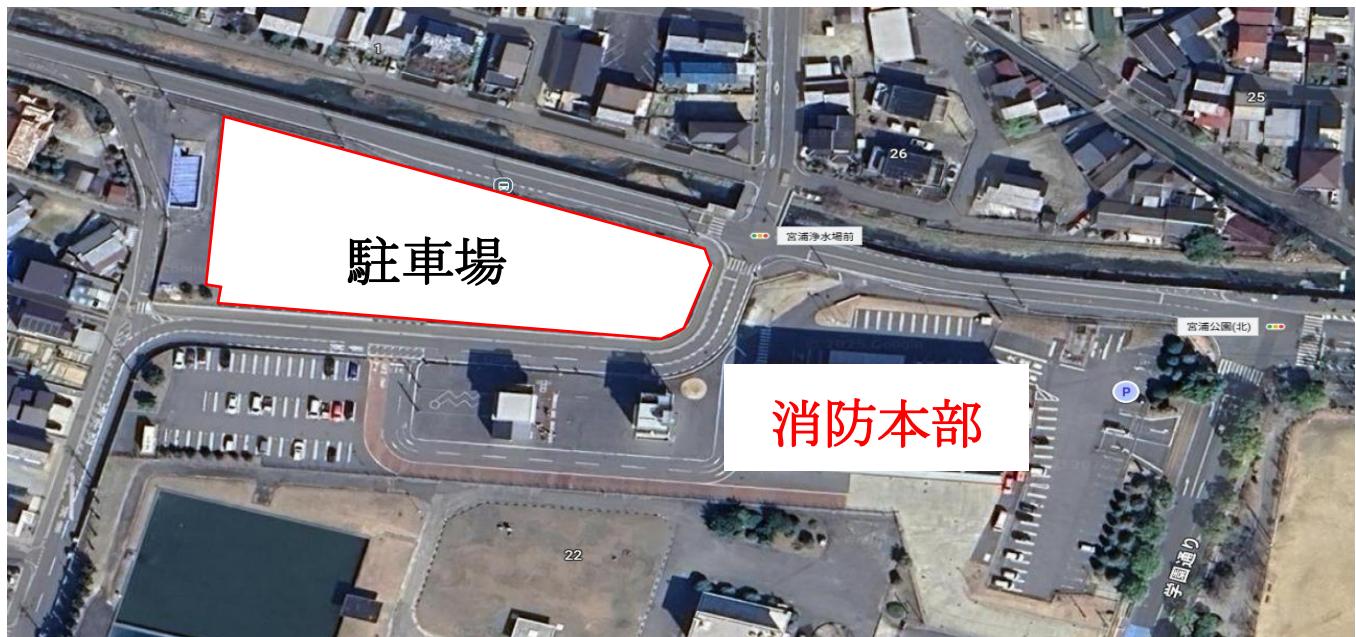
### 【お問合せ・申込先】

三原市消防本部 予防課  
TEL 0848-64-5927  
FAX 0848-64-5911

## 甲種防火管理者再講習会場案内図



## 詳細図



所在地 三原市宮浦一丁目 22 番 2 号

郵便番号 723-0051

電話番号 0848-64-5927

FAX番号 0848-64-5911

# 甲種防火管理再講習受講申込書兼受講票

令和 年 月 日

三原市消防長 様

申込者

直近の取得 済み修了証	種 別	甲種新規講習・甲種再講習	交付年月日	S H 年 月 日
	修了証番号	第	号	講習機関名
受 講 者	住 所	〒		
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	T S H	年	月
連絡先	TEL			
勤 務 先	名 称			
	所 在 地			
	連絡先	TEL		

防火管理維持台帳を販売します。（協会員1,100円・一般1,300円）  
講習時に購入を希望される方は下記に必要数の記入をお願いします。

防火管理維持台帳	冊	※受付欄（受付番号）
----------	---	------------

※注意事項

- 太字内のみ記入してください。
- 直近の取得済修了証の写しを添付してください。
- FAXまたは電子メールで申込み後、予防課まで電話連絡してください。

## 問合せ先

・三原市消防本部 予防課 電話 0848-64-5927

## 【受講上の留意事項】

- 講習日当日は、受講票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を持参してください。
- 原則として遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合も講習修了とは認められません。
- 講習を都合により欠席される方は、消防本部予防課へ連絡してください。